

ご契約者のみなさまへ



## 自動車共済制度改定のご案内

日頃より、当組合および自動車共済をご愛顧賜り、心より御礼申し上げます。  
この度、当組合では共済期間の初日が平成30年1月1日以後のご契約を対象とする自動車共済制度の改定を実施いたします。

主な改定内容を以下のとおりご案内いたしますので、改定内容についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 共済商品の改定

#### 1 ロードアシスタンス特約の対象車種の拡大

すべての用途車種に自動セット

- ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合にレッカーけん引・搬送費用、応急処置費用を補償する「ロードアシスタンス特約」の対象車種を自家用8車種からすべての用途車種に拡大します。これによりすべてのご契約で自動車共済ロードサービスをご利用いただけるようになります。

#### 2 ロードアシスタンス超過費用特約の新設

オプション

- ロードアシスタンス特約におけるレッカーけん引・搬送費用、応急処置費用が高額となるおそれのある大型自動車等を対象にロードアシスタンス特約と合計で1事故につき最高100万円までを補償する「ロードアシスタンス超過費用特約」を新設します。また、燃料切れ時の給油サービスも本特約により最大20ℓまで無料で提供します。

〔大型自動車等: 自家用普通貨物車(最大積載量 2t超)・営業用普通貨物車(最大積載量 2t以下・2t超)・自家用バス  
営業用バス・小型ダンプカー・普通型ダンプカー(最大積載量 2t以下・2t超)・砂利類運送用普通貨物車〕

#### 3 ロードアシスタンス宿泊移動費用特約の改定

オプション

- ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となりレッカーけん引・搬送された場合に発生した所定の宿泊費用または移動費用をお支払いする「ロードアシスタンス宿泊移動費用特約」について、対象車種を営業用自動車以外のすべての用途車種に拡大します。
- お支払いの対象に、ご契約のお車を修理完了後に引き取るために要した修理工場までの往路1名分の交通費をお支払いする引取費用共済金(1事故につき15万円まで)を追加します。

#### 4 ロードアシスタンス代車費用特約の共済金日額の見直し

オプション

- 修理などでご契約のお車を使用できない期間のレンタカー費用をお支払いするロードアシスタンス代車費用特約の共済金日額について、ご利用の少ない日額20,000円、30,000円を廃止します。

#### 5 事故・故障時代車費用特約の共済金日額の見直し

オプション

- 事故や修理などでご契約のお車を使用できない期間のレンタカー費用をお支払いする事故・故障時代車費用特約の共済金日額について、ご利用の少ない日額20,000円、30,000円を廃止します。

#### 6 車両新価特約の改定

オプション

- ご契約のお車が事故により全損、または大きな損害が生じた場合に、お車の買替費用、または修理費用について新車共済金額を限度にお支払いする車両新価特約について、初度登録時より所有者の変更があった場合もセットできるよう条件を緩和します。
- 特約がセットできる期間を「共済期間の末日が属する月が初度登録年月から37か月以内」から「共済期間の末日が属する月が初度登録年月から61か月以内」に延長します。

# 共済掛金と割引に関する改定

## 1 A S V（先進安全自動車）割引の新設

- A E B装置装備車は、装備されていない自動車に比べて事故のリスクが低い実態から、ご契約のお車（自家用普通・小型・軽四輪乗用車）が次の条件を満たす場合に「9%」の割引を適用します。
  - 一定のA E B装置を装備した自動車
  - 自家用普通・小型乗用車の場合は、共済契約の始期日が、型式が発売された年度に3を加算した年の12月末までの自動車

### A E B（Autonomous Emergency Braking）

自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキ（衝突被害軽減ブレーキ）をいいます。

## 2 変更、解約時における計算方法の変更

- ご契約内容の変更、解約における計算方法を「短期率計算」から「月割計算」に変更し、ご契約者の負担軽減をはかります。

## 3 共済掛金水準の見直し

- 共済金のお支払い状況を踏まえ一部の補償種目において共済掛金水準の見直しを行います。全体的な掛金水準は、割引の新設等を含め「3.3%」の引き下げになります。ご契約のお車・ご契約条件により、共済掛金が引き上げ、引き下げになる場合があります。ご契約の際は、共済契約申込書に記載されたご契約条件ならびに共済掛金をご確認いただきますようお願いいたします。

# その他の主な改定

## 1 自動車共済ロードサービスの対象に「鍵の紛失」を追加

- 「自宅以外におけるご契約のお車の鍵の紛失」を自動車共済ロードサービスの対象に追加します。  
※自動車共済ロードサービス専用デスクにご連絡をいただいた場合に限りです。

## 2 車両全損時諸費用特約の事故カウントの変更

- 車両全損時諸費用特約のみの共済金の支払いは「1等級ダウン事故」としていましたが、本特約は車両共済事故の発生にともなってお支払いすることから、当該事故が危険限定相当の場合は「1等級ダウン事故」とし、それ以外の場合は「3等級ダウン事故」とするよう変更します。

## 3 人身傷害共済の慰謝料算出におけるギプス等装着日数の算入

- 人身傷害共済の慰謝料算出方法において、ギプス等装着日数を通院日数に含めることを普通共済約款に明記します。

## 4 人身傷害共済の被共済者の範囲の見直し

- 人身傷害共済と自損事故傷害特約の補償範囲の整理をおこない、自損事故傷害特約で補償していた部分を人身傷害共済により補償するよう見直します。また、原付バイク特約における人身傷害共済と自損事故傷害特約の補償範囲についても同様に見直します。

●このご案内は、共済期間の初日が平成30年1月1日以後のご契約に対する自動車共済の改定の概要をご説明したものです。詳しい内容については、共済代理所または当組合におたずね下さい。

●ご契約の際には、「重要事項説明書」を必ずお読み下さい（当組合ホームページにも掲載しています）。



## 西日本自動車共済協同組合

本部：〒812-0007 福岡市博多区東比恵2-15-25

TEL：092-441-5901(代表) FAX：092-441-5907

お客さま相談室：092-235-3355

受付 午前9時～午後5時（土日祝祭日及び12/29～1/3を除く）

ホームページ <http://nishijikyo.com/>

■お問い合わせ先（共済代理所）